

## 蕨市マスコットキャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蕨市マスコットキャラクター「ワラビー」（以下「マスコットキャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(マスコットキャラクターの基本デザイン)

第2条 マスコットキャラクターの基本デザインは、別図のとおりとする。

(マスコットキャラクターに関する権利)

第3条 マスコットキャラクターに関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用できる者)

第4条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットキャラクターを使用することができる。ただし、営利を目的として使用しようとする者にあつては、次条に規定する承認を得なければならない。

- (1) 市の信用や品位を損なうとき、又は損なうおそれのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するとき、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を市が支援又は公認しているような誤解を与えるとき、又は与えるおそれのあるとき。
- (4) その他市長がその使用について不適當であると認めたとき。

(使用承認申請)

第5条 営利を目的としてマスコットキャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ蕨市マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査の上その適否を決定し、適当と認めたときは、蕨市マスコットキャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）により当該申請をした者に対し通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により使用の承認をするときは、必要な条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第6条 何人も、マスコットキャラクターの品位を損なうデザインの改変をしてはならない。

2 前条の規定によりマスコットキャラクターの使用の承認を受けた者（以下「承認使用者」という。）は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) マスコットキャラクターの使用は、承認された用途のみに限ること。

(2) マスコットキャラクターを使用した完成物（以下「完成物」という。）を市長に提出すること。ただし、完成物の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(3) 完成物に「蕨市マスコットキャラクター「ワラビー」」と表記を付すこと。ただし、この表記を付すことが難しい場合は、「©蕨市」と表記を付すことをもって代えることができる。

(4) その他市長が必要と認めること。

（承認内容の変更）

第7条 承認使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ蕨市マスコットキャラクター使用承認内容変更申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査の上その適否を決定し、適当と認めたときは、蕨市マスコットキャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）により当該申請をした者に対し通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により変更の承認をするときは、必要な条件を付すことができる。

（権利の設定等の禁止）

第8条 市以外の者は、マスコットキャラクターを使用したものについて、意匠法（昭和34年法律第125号）第6条及び商標法（昭和34年法律第27号）第5条の規定に基づく権利の設定をしてはならない。

（違反等に対する取扱い）

第9条 市長は、マスコットキャラクターを使用する者（承認使用者を含む。以下同じ。）が第4条、第6条第1項、若しくは前条の規定に違反したとき、又は承認使用者が第6条第2項各号に規定する事項を遵守しなかったときは、マスコットキャラクターの使用の差止めを請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）をすることができる。この場合において、請求等を受けた者は直ちにその請求等に従わなければならない。

2 市長は、承認使用者が請求等に従わないときは、当該承認使用者にした使用の承認及び変更の承認を取り消すことができる。

3 前2項の規定による請求等又は承認の取消しによりマスコットキャラクターを使用する者に生じた損害については、市長は、その責めを負わない。

（争論等の解決）

第10条 マスコットキャラクターの使用に関し、争論又は争訟が生じたときは、マスコットキャラクターを使用する者の責務において解決しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、マスコットキャラクターの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別図 (第 2 条関係)

①



②



③



④



⑤



様式第1号（第5条関係）

蕨市マスコットキャラクター使用承認申請書

年 月 日

蕨市長 あて

住所（所在地）

申請者 氏名（名称及び代表者名） ⑩

下記のとおり、マスコットキャラクターを使用したいので申請します。

記

- 1 使用対象物件
- 2 使用目的及び使用方法
- 3 使用期間
- 4 連絡先（担当者、電話番号）
- 5 添付書類  
企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

様式第2号（第5条、第7条関係）

蕨市マスコットキャラクター使用（変更）承認書

年 月 日

様

蕨市長 印

年 月 日付けで申請のありましたマスコットキャラクターの使用（変更）については、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

- 年 月 日付け蕨市マスコットキャラクター使用承認申請書の申請内容のとおりを使用すること。
- 年 月 日付け蕨市マスコットキャラクター使用承認内容変更申請書の申請内容のとおりに変更すること。
- その他

2 承認条件

- (1) 蕨市マスコットキャラクターの使用に関する要綱を遵守すること。
- (2) その他

3 承認番号

第	号
---	---

様式第3号（第7条関係）

蕨市マスコットキャラクター使用承認内容変更申請書

年 月 日

蕨市長 あて

住所（所在地）

申請者 氏名（名称及び代表者名） ㊞

承認番号第 号の内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

変更する項目	
変更する内容	